



令和 7 年 9 月 2 日  
航 空 局  
航空ネットワーク部  
航空ネットワーク企画課

## 「空港法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定

沖縄県にある「新石垣空港」の名称を「石垣空港」と改正する政令が、本日閣議決定されました。

### 1. 背景

空港法施行令（昭和 31 年政令第 232 号）に地方管理空港として規定されている「新石垣空港」について、供用開始から相当の期間が経過したことから、名称を「石垣空港」に変更します。

また、「新石垣空港」を規定している検疫法施行令（昭和 26 年政令第 377 号）及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）についても、同様の改正を行います。

### 2. 概要

#### ① 空港法施行令の改正

地方管理空港として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改めます。

#### ② 検疫法施行令の改正

検疫飛行場として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改めます。

#### ③ 関税法施行令の改正

税関空港として規定されている「新石垣（空港）」の名称を「石垣（空港）」に改めます。

### 3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 7 年 9 月 5 日（金）

#### 【問合せ先】

国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 坂崎、近藤、中澤  
（代表）03-5253-8111（内線 49624）

## 空港法施行令等の一部を改正する政令案要綱

### 第1 空港法施行令の一部改正

地方管理空港として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。  
(別表第三関係)

### 第2 検疫法施行令の一部改正

検疫飛行場として規定されている「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める。(別表第一及び別表第三関係)

### 第3 関税法施行令の一部改正

税関空港として指定されている「新石垣(空港)」の名称を「石垣(空港)」に改める。  
(別表第二関係)

### 第4 施行期日

この政令は、公布の日から施行する。(附則関係)

政令第 号

空港法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条第一項、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（空港法施行令及び検疫法施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

- 一 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）別表第三新石垣空港の項
  - 二 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第一沖縄の項及び別表第三新石垣空港の項
- （関税法施行令の一部改正）

第二条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「沖 縄」を「沖 縄」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

新石垣空港の名称を石垣空港に変更する必要があるからである。

空港法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

|                                     |       |   |
|-------------------------------------|-------|---|
| ○ 空港法施行令（昭和三十二年政令第二百三十二号）（抄）（第一条関係） | ..... | 1 |
| ○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（抄）（第一条関係） | ..... | 2 |
| ○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）（第二条関係）   | ..... | 3 |

○ 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

|             |           |     |        |             |
|-------------|-----------|-----|--------|-------------|
| 別表第三（第一条関係） |           |     |        | 改<br>正<br>案 |
| (略)         | 石垣<br>空港  | (略) | 名<br>称 |             |
| (略)         | 沖縄県石垣市    | (略) | 位<br>置 |             |
| 別表第三（第一条関係） |           |     |        | 現<br>行      |
| (略)         | 新石垣<br>空港 | (略) | 名<br>称 |             |
| (略)         | 沖縄県石垣市    | (略) | 位<br>置 |             |

○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

別表第一（第一条の二関係）

別表第一（第一条の二関係）

|      |              |
|------|--------------|
| 都道府県 | 港又は飛行場の名称    |
| （略）  | （略）          |
| 沖縄   | 那覇空港<br>石垣空港 |

|      |               |
|------|---------------|
| 都道府県 | 港又は飛行場の名称     |
| （略）  | （略）           |
| 沖縄   | 那覇空港<br>新石垣空港 |

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

|           |    |  |
|-----------|----|--|
| 港又は飛行場の名称 | 水域 | 陸域   |
| （略）       |    | （略）  |
| 石垣空港      |    | 石垣空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域 |

|           |    |   |
|-----------|----|---|
| 港又は飛行場の名称 | 水域 | 陸域  |
| （略）       |    | （略）   |
| 新石垣空港     |    | 新石垣空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域 |

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

|        |     |                  |                  |             |     |                  |                  |
|--------|-----|------------------|------------------|-------------|-----|------------------|------------------|
| 改正案    |     | 別表第二（第一条関係）      |                  | 別表第二（第一条関係） |     | 現行               |                  |
| 沖<br>縄 | (略) | 都<br>道<br>府<br>県 | 都<br>道<br>府<br>県 | 沖<br>縄      | (略) | 都<br>道<br>府<br>県 | 都<br>道<br>府<br>県 |
| 石<br>垣 | (略) | 空<br>港<br>名      | 空<br>港<br>名      | 新<br>石<br>垣 | (略) | 空<br>港<br>名      | 空<br>港<br>名      |